

別紙

# 農林水産商工常任委員会提出資料

(平成28年11月28日)

項目 ページ

4 鳥取市における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出への  
対応状況について

【畜産課】 ..... 1

農林水産部



# 鳥取市における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出への対応状況について

平成28年1月28日  
生活環境部緑豊かな自然課  
農林水産部農業振興戦略監畜産課

11月21日に鳥取市気高町において、野鳥（コガモ、オナガガモ）の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）が検出されたことを受け、ホームページ等で県民へ注意喚起を呼びかけるとともに、野鳥の監視体制を強化した。併せて、養鶏場関係者へ情報提供を行い各施設の状況を確認しており、野鳥・養鶏場いずれも異常は認められていない。11月25日には米子水鳥公園で発見されたコハクチョウの個体からもA型鳥インフルエンザウイルスの遺伝子が検出されたため、県内全域において一層の監視体制の強化と養鶏場等の感染防止対策の徹底を図っていく。

## 1 発生状況の経過

### （1）鳥取市気高町日光池周辺

|                |   |
|----------------|---|
| 11月15日         | 鳥取大学の独自調査により渡り鳥（コガモ、オナガガモ）の糞便を採取  |
| 11月21日         | 鳥取大学の確定検査により高病原性インフルエンザウイルス（H5N6亜型）を検出<br>環境省が発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定<br>県の関係機関等による対策連絡会議（第1回）を開催 |
| 11月23日<br>～25日 | 環境省の野鳥緊急調査チームによる調査を実施し、調査中に回収された死亡野鳥等なし   |

### （2）米子市彦名新田（米子水鳥公園）

|        |  |
|--------|--|
| 11月20日 | 死亡した1個体と衰弱した1個体のコハクチョウを回収。簡易検査の結果「陰性」。<br>21日に検体を国立環境研究所へ発送  |
| 11月25日 | 国立環境研究所の遺伝子検査によりA型鳥インフルエンザを検出。高病原性の確定となる<br>検査は鳥取大学で実施中であり、結果判明には1週間程度を要する見込み<br>環境省が発生地周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定<br>米子水鳥公園では一般来園者に一部地域の立ち入りを規制。拡散防止の消毒等を徹底<br>県の関係機関等による対策連絡会議（第2回）を開催 |

## 2 県の対応状況

### （1）野鳥関係

- ・11月21日から県内全域において、野鳥の監視パトロールを強化。渡り鳥の飛来地である主要河川の河口付近、湖沼、餌場となる田園地帯などを重点的に巡回し、現時点では異常は認められていない。

### （2）家きん関係

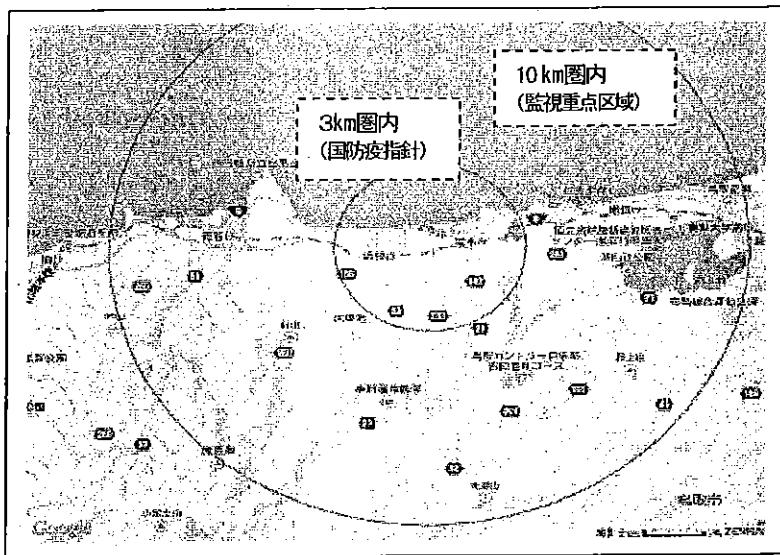
- ・11月21日、野鳥の糞便が採取された地点から半径10km以内の家きん100羽以上を飼育する4農場と小学校1校を対象に立入検査を実施し、家きんに異常がないこと及び野鳥の侵入防止対策等が対応済みであることを確認。また、立入検査を実施した4農場以外の県内80農場に対し電話で情報提供及び聞き取りを行い、全農場で異常が無いことを確認した。
- ・11月25日にも同様に、コハクチョウ2羽が回収された地点から半径10km以内の3農場に立入検査を実施し異常がないことを確認するとともに、県内全農場に情報提供と注意喚起を実施した。
- ・立入検査を実施した上記7農場以外の県内77農場について、11月21日から25日までに野鳥の侵入防止対策等を再点検し不備が無いことと家きんに異常が無いことを確認するとともに、84農場へ消石灰を配布した。
- ・農協、飼料会社等県内関係機関には畜産課から、学校、福祉施設等愛玩家きんの飼育施設には県庁所管課を通じ情報提供と注意喚起を実施した。

### 3 今後の予定

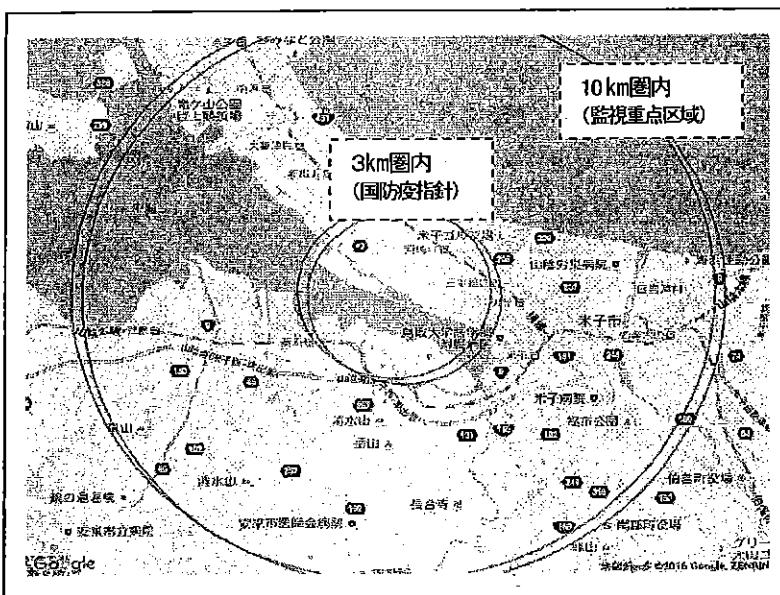
- ・県による野鳥の監視パトロールを引き続き強化して実施する。
- ・野鳥、家きん、愛玩鳥を含め、畜産関係業者、動物取扱業者、一般県民等への注意喚起を徹底する。

<参考：発生地位置図>

○鳥取市気高町日光池周辺



○米子市彦名新田（米子水鳥公園）



<県民の皆様への注意事項>

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されておりません。また、鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人は感染しないと考えられていますが、念のため、県民の皆様には次のことをお願いします。

- ・死亡した野鳥は素手で触らないでください。また、感染した野鳥を補食した野生の小動物が感染した事例がありますので、これら小動物に素手で触ることもやめてください。
- ・死亡野鳥や鳥の排泄物に触れた後には、手洗いやうがいをしてください。
- ・死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、最寄りの県生活環境事務所、県総合事務所生活環境局に連絡し、その指示に従ってください。